

◆就労証明書等の提出について

区の入園選考を行わない施設に通園している場合は就労証明書等が必要です。

必要	(登録時に提出)	通園先	
		幼稚園	事業所内保育所 (職場の託児所)
		認証保育所	認可外保育所
		認定こども園 (幼稚園部分)	企業主導型保育園
不要		認可保育所	小規模保育所
		家庭的保育事業所	認定こども園 (保育部分)

『就労証明書等』とは

保育を必要としている状況を確認するための資料です。
保護者全員分必要です。(父母それぞれの分)

保育の必要性

※各資料は写し(コピー)で構いません

* 就労

外勤「就労証明書」「シフト表」等、自営業「営業許可証」等

* 妊娠・出産

「母子健康手帳(分娩予定日の記載箇所)」

* 疾病・障害

「診断書」または「各種手帳」

* 介護・看護

「通院や介護の状況が分かる資料」被介護者の各種手帳等

* 災害復旧

「り災証明書」

* 求職活動

「ハローワークカード」「派遣登録証」等

* 就学・職業訓練

「在学証明書」「学生証」等

小学生について

- ・学童を利用していることが分かる書類(出席カード、利用許可証等)または就労証明書等の写しを提出して下さい。

※ご不明な点は葛飾区 HP 等でご確認下さい。